

( 整理番号 0428 )

令和4年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和4年10月21日(金) 13時30分～14時40分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 使用者側から30円の提示を受け、他の部会の結審結果を考慮し、また、特定最低賃金の優位性を考えると地域別最低賃金との差異を明確にするべきであり、他部門の審議結果の31円は地賃同等額であり、特定最賃の優位性を外すことはできないとして、33円の引上げを提示した。</p> <p>なお、地域別最低賃金改定率(3.51%)を乗じた額と同額であり、この金額は譲れない。</p> <p>これ以上、金額が下がるという展開はないとして、これ以降は、公益委員の判断を仰ぎたいと主張した。</p> <p>イ 使用者側から31円の提示を受け、33円から下がることは難しい、33円が最終提示であり、公益見解を示すよう主張した。</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 貿易赤字が拡大して過去最大との新聞報道もあり、円安もひどくなってきており、景気のさらなる悪化も考えられる。そういう中で、中小企業が生き残ることは非常に難しい状況であるが、労働者の皆様の事情も考えて、31円引上げを提示した。</p> <p>また、これ以上の引上げは出来ないということをご理解いただければありがたい、引上げ額については、31円が限度であると主張した。</p> <p>イ 31円が最終提示であり、公益見解を示すよう主張した。</p> <p>(3) 結審状況等について</p> <p>労働者代表委員は33円の引上げ、使用者代表委員は31円の引上げを提示され、これ以上の進展は見込めず公益見解を示すこととなった。</p> <p>公益委員は、労使それぞれの主張を尊重し、原材料費の急激な高騰や円安による中小企業の経営への影響にも考慮しなければならないとして、31円引き上げて時間額971円とする公益見解を提示した。</p>						

協議の結果、労・使共に公益見解を尊重し同意され、現行額を 31 円引き上げて、時間額 971 円(改正発効日：令和 4 年 12 月 31 日)で「全会一致」により結審した。

審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。

審議会令第 6 条第 5 項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。

- 2 その他  
特になし